

## 至誠館大学学生短期貸付金規程

(目的)

第1条 この規程は、緊急の出費等により経済的に窮迫している至誠館大学(以下「本学」という。)の学生に対し、本学が当面の資金を一時的に貸付する措置を講ずることをもって、学生生活の安定と学業への専念を図ることを目的とする。

(対象)

第2条 本学に在学する学生を対象とする。

(貸付額等)

第3条 貸付は、一人当たり一の年度ごとに1回限り5万円を限度とし、万単位で行う。

2 貸付は、無利子とする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、貸付の翌日から起算して6ヶ月以内とする。

(申請)

第5条 学長は、貸付を受けようとする学生(以下「申請者」という。)に、短期貸付金申請書を提出させるものとする。

(審査等)

第6条 学長は、学生委員会に、審査を行わせ、貸付を許可する。

(貸付手続及び連帯保証)

第7条 学長は、貸付の許可を受けた学生に、直ちに借用書を提出させるものとする。

2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

(返済)

第8条 返済方法は、原則として一括返済とする。

(資金)

第9条 この規程による短期貸付に要する資金は、至誠館大学修学支援基金をもってこれに充てる。

(管理責任者)

第10条 この規程による短期貸付の管理責任者は、学生部長とする。

(事務)

第11条 この規程による短期貸付に関する事務は、学務課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、学生への短期貸付に関して必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

制定 令和2年10月1日(制定)

## 至誠館大学学生短期貸付金制度について

### ○至誠大学学生短期貸付金とは

至誠大学学生短期貸付金（以下「貸付金」という。）は、緊急の出費等により、経済的に困窮している本学の学生に対し、本学が当面の資金を一時的に貸付する措置を講ずることで、学生生活の安定と学業への専念を図ることを目的とした制度です。

### ○貸付について

#### ・対象者

至誠館大学の学生

#### ・貸付額

年度ごとに1回限り5万円を限度に1万円単位で貸付する。

#### ・申請方法

貸付を希望する学生は、貸付金申請書（様式1）に指導担当教員の所見及び認印を得て、学務課事務担当へ提出してください。

なお、特別な事情で、分割返済を希望する場合は、返済計画書（様式2）に詳細な返済方法及び返済回数等を記入し併せて提出してください。

#### ・貸付の可否

大学は、提出された申請書等を審査し、貸付の可否を書面でお知らせします。

#### ・貸付金の交付

貸付が決定した場合は、借用書（様式3）を提出し、学務課事務担当で受理後、申請書に記入した振込口座に一括で入金します。

なお、借用書には連帯保証人の自署欄がありますので、依頼をお願いします。

#### ・返済方法

貸付金の返済期限は貸付を受けた翌日から起算して6ヶ月とします。

返済は原則として一括払いとし無利息としますが、借用者が正当な理由がなく貸付金を返済すべき日までに返済しなかったときは、※延滞金の支払いが生じます。

また、休・退学等学籍の異動等があった場合は、直ちに貸付金の全額を返済してもらいます。

なお、返済猶予申請書（様式4）を学務課事務担当に提出し、特別の事情があると認められたときは貸付期間が延長される場合もあります。

### ※延滞金

当該返済すべき日の翌日から返済した日までの期間の日数に応じ、返済すべき貸付金の額に法定利率により計算した額の延滞金を支払ってもらいます。ただし、延滞金に100円未満の端数があるとき又は延滞金が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

以上